公表用答申書について

資料６

行政不服審査法

第７９条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第３回大阪府行政不服審査会（平成２９年３月７日開催）決定

○個人情報（氏名、住所等）等を除き、基本的に全文を公表する。

○個人情報（氏名、住所等）以外の事項であっても、必ずしも公表する必要のないものについては、公表しないこととする。

ア　処分庁名に係る市町村名の部分（○○市福祉事務所）

イ　施設等の名称

ウ　自動車の登録番号

エ　その他部会において公表しないことが適当であると認めるもの

第４回大阪府行政不服審査会（平成３０年３月２８日開催）決定

公表用答申書作成時の配慮方針

○特定の個人を識別することはできないが、氏名・住所等の個人識別情報を除いても公にすると個人の権利利益を害する恐れがあるものについて公表しない。

○幅広にマスキングの範囲を確保する。部会ごと、事件ごとに判断する。

大阪府情報公開条例

第９条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。

一　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

しかし、審査会が、処分及び審理手続等の当否を判断するにあたって必要な日付、数値、金額等について、公にすることによって個人の権利利益を害する恐れがないものについては、公表すべきではないか。

例 ・審査請求の基本情報となる処分年月日

　 ・生活保護費の支給金額の当否を問題とする事件における金額

（保護費の級地区分から居住地が推測できる場合は配慮が必要）